

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：年度途中に採用された教員の配分額について、現行の取扱いに即して整理すること及びカリキュラム改正に伴うターム制授業の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第1 〔省略〕</p> <p>2 「教育研究基礎経費」の額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大学教員 一人当たり120,000円</p> <p>(2) 特任教員（Ⅰ種） 前号に規定する額の60%</p> <p>(3) 特任教員（Ⅱ種） 第1号に規定する額の20%</p> <p>(4) クロスアポイントメント教員 第1号に規定する額にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じて得た額</p> <p>3 年度途中に採用された教員については、前項各号に規定する額の50%を基本額として配分し、<u>残りの50%については、着任の月から3月までの月数を12月で除した額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を配分する。</u>（第2(1)の経費配分において同じ。）</p> <p>第2 〔省略〕</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその授業を開設する教室及び機構に、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下、「専攻等」という。）に配分する。<u>ただし、当該授業がターム毎に開講される授業であった場合は、授業科目1枠につき規定の配分額の50%を配分する。</u></p> <p>(3) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分し、残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分はその授業を開設する教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>① 学部の授業受講者数が、200人（大学院の授業にあっては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を、学部分はその授業を開設する教室に、大学院分は専攻等に配分する。<u>ただし、当該授業がターム毎に開講される授業であった場合は、授業科目1枠につき規定の配分額の50%を配分する。</u></p> <p>②～⑥ 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第1 〔省略〕</p> <p>2 「教育研究基礎経費」の額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大学教員 一人当たり120,000円</p> <p>(2) 特任教員（Ⅰ種） 前号に規定する額の60%</p> <p>(3) 特任教員（Ⅱ種） 第1号に規定する額の20%</p> <p>(4) クロスアポイントメント教員 第1号に規定する額にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じて得た額</p> <p>3 年度途中に採用された教員については、前項各号に規定する額の50%を基本額として配分し、<u>残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。</u>（第2(1)の経費配分において同じ。）</p> <p>第2 〔省略〕</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその授業を開設する教室及び機構に、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下、「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(3) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分し、残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分はその授業を開設する教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>① 学部の授業受講者数が、200人（大学院の授業にあっては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を、学部分はその授業を開設する教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>②～⑥ 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

附 則

この取扱いは、令和6年3月14日から施行し、令和6年度教育研究経費の配分から適用する。